



ご存じですか？「提案募集方式」 法律や国の制度を変えることができます！

「地方分権」、本書を手にとってご覧になられている方であれば、1度は耳にしたことがあるかと思います。それでは「提案募集方式」はいかがでしょうか。

普段の業務の中で、住民の方から手続が面倒だと言われたことはありませんか。国からの調査依頼に対して、また似たような調査だと思ったことはありませんか。その手続が簡単になるかもしれない、その調査がほかの調査と統合されるかもしれない、それが提案募集方式です。

今まで私は、「法律で提出が必要となっているのでお願いします。」と窓口で説明したり、「この前と似た調査だけど必要なものなのだろう」と思いながら作業したり、国会で議論されて決まった法律だから、国の会議で専門家の方々が検討されてできた制度だから、意見を言うなんて恐れ多い、自分が声を上げてきつと変わらないだろうと思っていました。

しかし、内閣府地方分権改革推進室で調査員として提案募集方式に携わり、地方の皆様からご提案いただいた案件が、関係府省との協議を経て実現に向けて進んでいく過程を目の当たりにして、分権提案は誰でも気軽にできるものだと実感しました。

提案募集方式による代表的な事例については、本ハンドブックのほか「地方分権改革提案募集方式 取組・成果事例集」でご覧いただけます。また、当室のホームページに掲載している「提案募集方式データベース」(P.13)では過去の全提案をご確認いただけます。データベースはエクセルファイルになっていますので、提案内容、関係府省や法令別などで検索することができます。ご覧いただくと、自分が困っていることは、ほかの団体も同じように困っていたのだなということが分かるとともに、現在お抱えになっている業務での疑問・悩みについても、同じように提案してみようかなという気持ちになっていただけるかと思います。

いざ提案するとなると、内閣府とのやり取りが始まって、いろいろと作業が発生しそうだなどとためられるかと思います。確かに、困っている支障について、説明や資料作成等の作業をお願いすることとなりますが、内閣府からの作業依頼は最小限のものとなるように努めています。

提案をしなくても、ほかの団体が提案するかもしれません。しかし、分権提案で同様の提案が複数提出されることは、多くの団体で支障が生じていることのアピールや、複数の団体で支障の解決に向けた相談・検討ができるなど、提案実現の後押しとなります(P.20~23 共同提案・追加共同提案のページ)。

分権提案に関する相談は随時お受けしております。ご担当されている業務で、お困りのこと、お悩みのことがございましたら、「分権提案支援ダイヤル(03-3581-2484)」へお電話ください。メールでも受け付けています。また、地方分権に関する説明会や研修も承っておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。皆様からのご提案をお待ちしております。



内閣府地方分権改革推進室 調査員 川島 享平 (栃木県から派遣)